# 教養教育研究年報刊行要領/要項

### 1. 刊行について

教養教育研究年報(以下「研究年報」という。)は、教養教育センターが原則として毎年1回刊行する。ただし、教養教育センター委員会(以下「センター委員会」という。)の議を経て承認された場合、随時刊行することができる。

## 2. 編集等について

研究年報の編集は、教養教育センター長、地域貢献推進専門委員長および地域貢献推進専門委員 会委員のうちセンター委員会により選出された者が行う。

### 3. 投稿資格

次の各号のいずれかに該当するものに限り、研究年報に投稿することができる。

- (1) 原則として教養教育センター専任教員(以下「専任教員」という。)
- (2) 専任教員以外で、専任教員の研究に協力した者。ただし、専任教員との共著とし、筆頭著 者は専任教員とする。
- (3) 教養教育センターを退職した専任教員で、退職後1年以内の者。ただし、普通退職の場合は年度内、定年退職後再雇用された場合については、再雇用期間終了後1年以内とする。
- (4) 教養教育センターの非常勤教員で、センター委員会で承認された者。
- (5) 専任教員以外の本学教員で、センター委員会で承認された者。

#### 4. 投稿規定

次のとおり研究年報の投稿規定を定める。

- (1) 原則として、研究年報に掲載される教養教育センターの研究活動成果(原著論文、資料、調査報告、総説等。以下「論文等」という。)は、和文の場合については20,000字以内、 欧文の場合については5,000語以内とし、これを超える場合、枚数追加の諾否についてセンター委員会の議を経て決定する。
- (2) 原稿の本文の文字サイズは10~12ポイント程度を用いることが望ましい。
- (3) 他誌に掲載した論文等を本研究年報に転載するか、または本研究年報より他誌に転載する 場合には、掲載について関連機関全てからの承認を得なければならない。更に、脚注に一 次出版の論文の著者、タイトル、掲載雑誌名、巻数、号数、ページ、発行年を明記すること。
- (4) 投稿原稿の採否は地域貢献推進専門委員会の議を経てセンター委員会で決定する。なお、 必要に応じて編集担当者以外の専門家の意見を求めることがある。
- (5) 研究年報に掲載する論文等の枚数、写真、図版等の状況により、センター委員会の議を経 て費用の一部または全部を著作者の個人負担とすることがある。
- (6) 研究年報に掲載された論文等は岩手医科大学リポジトリを通してweb上で公開される。
- (7) 研究年報に掲載した論文等の著作権(複製権および公衆送信権)は教養教育センターに帰属するものとする。ただし、著作者本人が自らの論文等を利用することは原則自由とする。